

千葉市地図情報システムを4月1日から運用開始します。
～建築基準法の道路種別情報や千葉市道路の工事情報をインターネットで公開～

千葉市では、4月1日から、新たに建築基準法の道路種別情報や千葉市道路の工事情報をインターネット上で公開する「千葉市地図情報システム」の運用を開始しますので、お知らせします。

1 導入の経緯

平成29年7月から、建築関連総合窓口を設け、都市計画・宅地開発・建築に関する情報提供等を行っているが、来庁者の約3割が建築基準法の道路種別に関する問い合わせであり、道路種別の確認は業務時間内の窓口でのみ対応している。

また、これまでの道路工事情報の周知は、現地設置の工事看板や周辺住民への回覧等によるものであり、通過交通者には、工事に関する情報や問合せ先がわからないことに加え、事前に回避ルートを検討できない状況が発生している。

さらに、「千葉市都市計画情報検索サービス」及び「千葉市認定道路網図システム」については、各々のホームページで調べたい箇所を検索する必要がある。

これらの状況を改善し、利用者の利便性を高めるため、新たに「千葉市地図情報システム」を導入し、既存のシステムを統合する。

【参考】建築関連総合窓口の利用状況（H29.8月～12月）

- ・利用件数 約 2,700 件
- ・来庁者の属性 約 96%が不動産・建設関係者
- ・問い合わせ項目 建築基準法の道路種別 31%（1位）

2 システムの特徴

- (1) 建築基準法の道路種別情報や千葉市道路の工事情報がインターネット上で閲覧可能となる。
- (2) 既存の「千葉市都市計画情報検索サービス」及び「千葉市認定道路網図システム」を「千葉市地図情報システム」に統合することで、同一地図上で他の情報を切り替えて表示することが可能となる。
- (3) スマートフォン及びタブレットからも閲覧可能となる。

3 導入の効果

関連する情報が統合された本システムを稼働することで、24時間いつでも簡単に閲覧が可能となり、ワンストップによる利用者の利便性が大幅に向上するとともに、利用者からの問い合わせや来庁者の減少により行政運営の効率化を図ることができる。

4 閲覧できる内容

- (1) 建築基準法道路情報
 - ① 建築基準法上の道路種別
 - ② 指定道路調書（位置指定道路の幅員、延長、平面図等）

(2) 道路工事情報

①対象工事

市発注工事、ガス・水道・電力・通信などの占有者工事 ※緊急工事、小規模工事を除く。

②対象工事の規模

工期1週間以上かつ工事延長20m以上

③公開する情報

位置図、工事名、工事目的、発注部署、工事期間、交通規制、工事時間帯

(3) 都市計画情報（都市計画決定した区域）

①区域区分（市街化区域、市街化調整区域）

②地域地区（用途地域等）

③都市施設（都市計画道路等）

④市街地開発事業（土地区画整理事業等）

⑤地区計画

(4) 認定道路情報

①本市が管理する道路の名称（認定路線網図）

②道路の起点、終点、経路

③道路の幅員 ※幅員は現況の幅員であり、道路境界とは異なる。

4 インターネット公開アドレス

【URL】 <http://web.gis.survey.ne.jp/chiba/tougou/index.html>

5 サービス開始日

平成30年4月1日（日）